

改正案	現行
<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十三条 法及びこの政令に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 法第十二条並びに第十三条第二項、第十五条第一項及び第十六条（法第二十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する権限に属する事務</p> <p>五〜十 （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（事務の区分）</p>	<p>（都道府県が処理する事務）</p> <p>第十三条 法及びこの政令に定める厚生労働大臣の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、都道府県知事が行うこととする。この場合においては、法及びこの政令の規定中当該事務に係る厚生労働大臣に関する規定は、都道府県知事に関する規定として都道府県知事に適用があるものとする。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 法第十三条第二項、第十五条第一項及び第十六条第一項（法第二十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）に規定する権限に属する事務</p> <p>五〜十 （略）</p> <p>2 法第十三条第二項及び第十六条第一項（法第二十条第三項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）、第十七条第三項（法第二十条第五項において準用する場合を含む。）並びに第二十四条に規定する権限に属する事務は、前項の規定にかかわらず、厚生労働大臣も行うことができる。</p> <p>（事務の区分）</p>

第十五条 第九条の二、第十三条及び附則第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第十五条 第九条の二、第十三条第一項及び附則第八条の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。